私道等における配水管整備取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、有収率の向上、水圧不足の解消及び利用者の負担公平化を図るため、佐々町水道事業の給水区域において、住民からの要望に基づき、個人が布設した既設の共用管及び複数の既設の給水管に替えて、町が配水管の整備を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）給水区域　佐々町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第12 号）第2条第2項に規定する区域をいう。

（２）公道　次に掲げる道路をいう。

ア　道路法（昭和27 年法律第180 号）第2条に規定する道路

イ　法定外道路　前号の道路法の適用を受けない道路で佐々町が管理する道路

ウ　国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路

（３）私道　公道以外の道路をいう。

（４）配水管　配水池等を起点として需要者に配水することを目的として管理者が公道等に布設した管をいう。

（５）給水管　配水管から分岐して個人が布設した管をいう。

（６）共用管　現況が公道又は私有地である土地に、２戸以上に給水するために個人が布設した給水管をいう。

（７）給水装置　需用者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（要件）

第３条　公道における配水管の整備は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

（１）配水管を整備しようとする道路の幅員が１．５メートル以上で、技術的に施工可能であること。

（２）整備する配水管に付け替える給水管や共用管に既に設置されている町の水道メーターが５個以上あること。

（３）配水管を整備しようとする道路に埋設されている給水管から給水を受けている全ての給水装置の所有者が、既設の給水管の権利を放棄し、その廃止を承諾し、整備する配水管へ接続替えすることに同意していること。また、既設の給水管廃止に対し第三者からの異議申し立てが行われた場合、申請者が連帯して、その責任を負い解決すること。

（４）配水管に切り替えを行おうとする既設の給水管は、布設から２０年以上経過していること。

（５）整備する配水管延長が原則２０メートル以上であること。

（６）給水装置の使用者及び利害関係者全てに、水道料金の滞納がないこと。

２　私道における配水管の整備は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

（１）私道が公道に接していること。

（２）私道の土地の所有者又は管理者は、整備する配水管が存続する期間、所有地が町において無償占用及び無条件で使用されることを承諾していること。

（３）地目が公衆用道路であり、現に公衆の用に供されていること。

（４）私道の土地所有者又は管理者に、水道料金の滞納がないこと。

３　前各項の規定に関わらず、町長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

（整備の申請）

第４条　配水管の整備を要望する者は、あらかじめ代表者を決定し、町長に次の書類を提出しなければならない。

（１）配水管整備要望書（様式第１号）及び位置図

（２）土地使用及び工事承諾書（様式第２号）（私道に配水管を整備する場合に限る。）

（３）字図、登記簿謄本（または抄本）及び印鑑証明書（私道に配水管を整備する場合に限る。）

（４）給水装置工事申込書（給水装置の申込が必要な場合）

（５）その他町長が必要と認める図書

（整備の可否と整備延長）

第５条　町長は、前条の規定により申請がなされたときは、速やかに現地調査や書類審査を行い、予算の範囲内において整備の可否を決定し、代表者に通知するものとする。

２　整備する配水管の整備延長は、水道メーター個数に１２mを乗じた延長を限度とする。ただし、町長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

３　要望が多数ある場合は、別に定める評価基準による評価得点の多いものを優先する。

（費用の負担）

第６条　この要綱に基づき整備する配水管の費用及び既設の給水装置の量水器までの接続に要する給水管の費用は、公費で負担する。ただし、給水装置の新設に要する費用は、所有者の負担とする。

（財産の区分）

第７条　この要綱に基づき整備した配水管から既設の給水装置の量水器までの給水管については、各個人の財産とする。

（工事完成後の私道の管理）

第８条　この要綱に基づき配水管が整備された私道の管理は、土地所有者又は管理者が行う。

２　町長は、工事の完成後、私道の状態が整備した配水管の維持管理に支障がある場合は、私道の土地所有者又は管理者に必要な措置を求めることができる。

（適用除外）

第９条　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定の適用を受ける開発行為に関する工事については、この要綱は、適用しない。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

評価基準

|  |
| --- |
| ●管の経過年数　　　　　　　　　　２０年～３０年　　　　　　　　１０点　　　　　　　　　　３１年～４０年　　　　　　　　１２点　　　　　　　　　　４１年～４５年　　　　　　　　１５点　　　　　　　　　　４６年～５０年　　　　　　　　２０点　　　　　　　　　　５１年～　　　　　　　　　　　２５点●関係水栓個数　　　　　　　　　　水道メーター　５個～　８個　　１０点　　　　　　　　　　水道メーター　９個～１０個　　１２点　　　　　　　　　　　　　水道メーター１０個～ 　１５点　　　　　　　　　●水圧　　　　　　水圧　　　適正水圧以下　　　　２０点　　　　　　　　　　　　　　※適正水圧とは、関係水道メーターで動水圧で0.15以上●その他特殊事情　　　　　　　　　　　　　　加点５点まで　 |